

令和4年度 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
地域活性化部会（第79回）

1. 日 時 令和5年3月24日（金）16:00～18:01

2. 場 所 永田町合同庁舎 7階特別会議室
（東京都千代田区永田町1丁目11番39号）

3. 出席者

（委員）

島本部長、工藤委員、渡邊委員

（関係府省庁）

経済産業省産業保安グループ電力安全課 木佐課長補佐

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 大野課長補佐

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 東岡室長

（事務局）

内閣府地方創生推進事務局 三浦審議官、曾我参事官、矢野参事官補佐

4. 主な議論経過

「研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（特例措置番号1123）」

○特例措置番号1123「研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-1 ②、③、④ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-1 ⑤ に基づき説明を行った。

○委員等による質疑に関する主な発言内容は、以下のとおり。

○（委員） 再生エネルギーの必要性は、近年、世界的にも脚光を浴びている分野なので、私も個人的には興味がある特区なのですが、この海水の温度差はあまり世の中では知られていない分野だと思います。

私から、結論は仕方ないと思いますが、この特区のコンセプトとしては、新しい規制緩和をして、弊害がなければどんどん全国展開を推進するアグレッシブな立てつけになっているので、本件も弊害がないのだったらと言いたいところですが、恐らく、本件については、すごく難しい分野だと思われます。世界的にもまれということは、逆に言うと、先端的でまだ十分に明確な成果までたどり着いていないのでしょうか。こ

れが明確な成果が出ていれば、様々な形で資金が投資され、研究開発が進むと思うのですけれども、その前段階であり、安全性も確保されていない、担保されていないのかなと想像します。

○（関係府省庁） 御理解のとおりでございます。まさにトップランナーであるからこそ、ほかの事例がほとんど国内ではないというところで、したがって、トップランナーであるがゆえにそういった自主的な保安みたいなのところもできているということがあるのかもしれない。だから、そこだけをサンプルにしてこの時点に広げてしまうということは、やや時期尚早なのではないかというのが私どもの認識でございます。おっしゃられたとおり、もう少し追従する方々が仮に出てきて、そういった方にも特区を適用する中で、同じように何ら安全上の弊害が出ないということが確認できれば、そこは横展開ということが将来的には見えてくるのかなと考えている次第でございます。

○（委員） 参考までに、どの辺が目安になるかということ。2026年までに、大型の設備ができると。大型の設備ができるということは、ある程度、これがうまくいくぞという感触があるので設備投資をされるということだと思っておりますけれども、建設されて、設備が稼働した後、またさらにそれを確認しないとというステップだとしたら、結構時間がかかると。

○（関係府省庁） そうですね。そこはそうなるかと思えます。

これはまだ2026年に向けて確定したことではないと思えますけれども、恐らくこの1メガワットの設備については、特例は活用せずに、既存の電気事業法の規制の手続を経て取り組もうとされていると、この時点では聞いています。そうすると、それ自体が特区の成果になるのかということころは、また評価がやや難しい可能性はあると思えます。他方で、そういったものができた運転状況を見て、その特区の観点で全国展開に広げられるような知見がそこから得られるのであれば、それは検討できると思えますけれども、なかなかそこはまだこの時点では必ずしも見通せないかと認識しています。

○（委員） 研究開発用の温度差の発電そのものが駄目ということではなくて、法定検査の手続が必要なところを不要化するという特区なわけですよ。

○（関係府省庁） そうです。

○（委員） 新しくできるこの発電設備は、その法定検査はちゃんとするというところでございますね。

○（関係府省庁） することになっていると聞いています。もちろんまだ確定はしていない可能性はありますけれども、方向性としてはそのように考えていると聞いています。1メガワットはかなり大規模な設備になりますので、今の研究用の設備とは、出力や安全面での懸念する事項も大きくはなるとは考えます。

○（委員） そうすると、この法定検査手続を不要にしたことによって、数少ない1例ですけれども、研究開発ができたという意味では、特区としての成果は出ているということ。

○（関係府省庁） 成果は出ていると思えますけれども、横展開という観点でいうと、1

メガワットの設備は、サンプルにはなりにくいということだと思います。

○（委員） 何となく、私は致し方なく聞こえるのですけれども、いかがでしょうか。

○（委員） 素人なので、中身がよく分かっていない点もございますが、これ自体としては非常に積極的で非常にいい成果かと思うのですけれども、ほかに横展開が難しいとおっしゃっていたかと思うのですが、横展開が難しいとしても、可能性のある候補は、今、全国にないのでしょうか。逆に、研究開発分野ですと、ネットワーク等があって、それなりに温められているシーズがあるのではないかと想像するのですけれども、いかがでしょうか。

○（関係府省庁） 私どもが現地で聞く限りは、佐賀大学関連のコンソーシアムがトップランナーであって、ほかの地域でそれに類するようなあるいは同じレベルの取組をしているところはなかなかないのではないかと聞いているところでございます。

○（委員） 分かりました。

トップランナーというのは分かるのですが、シーズで温めているところがあれば、ぜひそういったチームやグループにも声をかけて、検討を促すとか、そういったことはできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（関係府省庁） それは御指摘のとおりでございまして、まさに特区制度はそういう趣旨のものだと思っていますので、そういったシーズの段階のもので、かつ、意欲がある事業者さんその他がいらっしゃれば、こういったことの活用をしっかりと促していくということだと考えております。

○（委員） 研究開発には役に立ったけれども、この時点で全国展開というのは、お聞きする限りは、私も早いかなど思っているのですけれども、よろしいですか。

○（委員） すみません。素人なもので、イエスともノーともなかなか言いにくい立場でございましてけれども、この安全性といいますか、その防御措置といいますか、そのところをどのように一般の国民にも分かるような形で御説明し切れるかどうかが、この案件を全国展開する上での一つのハードルになるのではないかなど思っているのですけれども、そのところの研究は大分進んでいらっしゃるのでしょうか。

○（関係府省庁） ありがとうございます。

これは電気工作物一般に関して、いわゆる保安の意識といいますか、そういったところを設置者に求めていくのはもちろん重要ですし、それが周囲の住民の方も含めて一般に理解されていくということは非常に重要だと思っております。私どもも、まさにそういった電気安全に関する広報活動等については、日々、取り組んでいるところでございます。

その上で申し上げますと、新しいものについては、もちろん研究開発をしっかりとしていくことは重要である一方で、安全面に立つと、どうしても、慎重な見方で、特に普段そういった研究開発に従事していない一般の方からすると、より懸念が高いというところもございまして、こうした研究開発用の海洋温度差発電みたいなのところも、確かに海水の温度自体は高くないので、安全性は高いように感じられる一方で、全く新規で1件しか

ないような設備であると、本当にそれは大丈夫なのかというところは疑問として思われる方も多いと思います。そこは難しいところではあるのかなと、私どもは考えているところでございます。他方、冒頭に申し上げましたとおり、一般論として、電気工作物が技術的に安全であるということが確認できれば、それはしっかり説明していこうとは思いますが、本件については、事例として1件しかないというところで、この瞬間、確証を持って全国展開できるか、それに関して全国にお住まいの方々が納得できる材料をそろえられるかという、私どももその点はまだ時期尚早なのではないかと考えているところでございます。

○（委員） 事例としては、国内では最初の試みなのでございませうかね。

○（関係府省庁） おっしゃるとおりでございまして、特区でもこの1件だけが、今、認定されていると。

○（委員） 分かりました。

海外では、このような発電設備が進んでいらっしゃる国もおありになるのでしょうか。

○（関係府省庁） 佐賀大学にヒアリングしたところ、世界的にもここが一番進んでいるということをお聞きしております。

○（委員） 民間などで発電設備を海外から受注されることなどが結構あると思うのでございますけれども、そういう企業さんの例などを見ていると、本当に神経を使うというか、例えば、発電設備の上に飛行機が墜落してきたら、どうやったら発電設備に被害を与えないで発電所として周囲に事故被害を催すことなく安全にやれるかとか、あるいは、発電設備に不審な人たちが地上から攻撃を仕かけに来るときに、動線をどのように引いて、どんな形でプロテクションをしたらいいのだろうかとか、本当にいろいろなことを考えながら、このような発電設備、特に新しいタイプの発電設備に取り組んでいらっしゃるというところが、事例としては結構あるのだろうかと、私は思っているというか、知っているというか、あるのでございます。ありとあらゆるファクターを想定していただいて、これについてはこのような安全体制をつくっている、これについてはこのような安全体制をつくっているということを、分かりやすく、私のような無知な一般の人にも分かりやすくお伝えするような努力が大事だと思います。

この分野一つを切り取っただけでも、安全という分野の研究がどのような形で並行して進んでいらっしゃるのか、簡単に教えていただけると、どのような状態に今はあるのでしょうか。

○（関係府省庁） ここについては、私どもで網羅的に調べたことはもちろんないわけですが、一般的に、リスクアセスメントやその手法は重要インフラ一般で研究されているところだと考えています。それは、外部においても様々な形で進められていると認識していますし、例えば、ISOのようなところでも、そのリスクアセスメントの一定の規格があると考えておまして、そこはまさに国際的に議論をして定められていると理解しているところでございます。そういったものを、日本にも、特にその電力関係についても、参

考にさせていただきながら、国内で、そのリスクをどう分析して、アセスして、その結果、だから安全なのですというところを、事業者自らがしっかり説明できるような形で、かつ、それが関係者以外の方にしっかり理解される形で伝わっていくことが重要だと認識しています。

私どもは、今年のまさに3月20日から電気事業法を改正させていただきまして、まず、いわゆる先端的な保安を実施する事業者を認定して、その場合、ある種、国が画一的に定めていた規制を一部自主保安に移行させることを認めるといった規制制度の改革を行ったわけですけれども、そこでも、その認定を受ける事業者を審査するに当たっては、しっかりとリスクアセスメントをして、安全面のPDCAサイクルを回していけるかというところを私どもとしても見ていくことにしております。その制度を継続に活動していきながら、海外だけでなく日本でもそういった文化が事業者に根づいていくように、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

○（委員） 分かりました。ぜひその方向で進めていただければと思います。

私からは、以上でございます。

○（関係府省庁） ありがとうございます。

○（委員） 恐らくほかの委員の方も本件は非常に必要性が高そうだとということで興味を持っていると思いますが、今後、モニターをして評価していく上での評価軸があれば、我々も評価しやすいので、ぜひその辺は検討していただければと思います。安全性をいかに確認するか、その点においては、この手の新しいエネルギーが出てくると、行政としても必要になってくるでしょう。

○（関係府省庁） 分かりました。

○（委員） あとは、全国展開をしていただくのが最終目標ではあるのですが、この特区そのものをしっかりと我々もモニターをしなければいけないですし、プロモーションのサポートもしたいと思うので、今後、モニターをしてく上で、全国展開が早いというだけではなくて、どのようなタイムフレームで、例えば、次のモニターをどういうタイミングでされるかとか、何かその辺の将来の示唆やプランはどう考えればいいですか。

○（関係府省庁） まずは、サンプルを増やしていくことで、私どもとしては、そういった何をもって安全と判断できるのかというところの線引きが可能になるデータが得られるので、先ほど委員からも御指摘があったように、ほかの制度を利用する者がいないかということはしっかり見ていくということだと思いますけれども、そこは、ある種、他律的な部分もあって、いつまでにどうということ、この瞬間、決める材料がないのかなというところは1個あると考えております。もちろん、そういったものが出てくれば、それを踏まえて、その個別の事業のスケジュールを踏まえて、検討はしていきたいと思っておりますけれども、この瞬間は具体的に申し上げるのは、恐縮ながら、難しいかなと思っております。

○（委員） ある程度、間を置いてということですか。

○（関係府省庁） そう思っています。

○（委員） よろしいですか。

そうすると、今のお話を聞く限り、本件については、先端過ぎてというか、いかんせん運転時間が短いということもあるので、全国展開した場合の安全性をここで判断するのは難しいということですから、ちょっとそこは早いかなということではあると思います。ただ、今後、しっかりモニターしていく必要があるということで、どの程度疲労が蓄積されるというか、どのぐらいの期間の稼働みたいなことを。

○（関係府省庁） まさに、最新設備であるので、なかなか難しいところもあるのですが、一般的に、これは一種の汽力発電と言われる設備になるのです。すなわち、例えば、水を沸かして蒸気を回すというところは共通するので、これは汽力発電の一種ということになるのですが、汽力発電に関して言うと、例えば、ボイラーを搭載している場合は、2年間フル稼働している場合は、2年に1回は点検する、あるいは、そのタービンについては4年に1回点検するということが定められています。それは、これまでの蓄積において、2年フル稼働していると大体施設が劣化していきますよねとか、4年タービンを回し続けていると設備が劣化していきますよねというところを基に判断して、そういった点検周期が定められているわけです。そういう目線で言うと、今回の設備も汽力発電の一種であれば、そういった年限でフル稼働をしていけば、その辺りで、1回、設備が疲労しているかどうかというところを見るというのは、一つの目安にはなるかと思えます。

他方で、現地に行って確認したところ、今回の研究用の海洋温度差発電は、常時動かしているわけではなくて、まさにその学生の方々の研究活動を行う際に限定して、平たく言えば、たまに動かしているという状況ですので、単に2年や4年をそのまま当てはめると、やや厳しいのかなと思います。したがって、使っていなければ、その間、使っていない部分は日が遅れると思います。したがって、最速でも、2年、4年というところが目安にはなると思いますが、実際にはそれよりずっと長くモニタリングをしないと、実際に疲労してきているかどうかというところを見ていくのは難しいかなとは思っているところでございます。

○（委員） 次回の評価も、ちょっと間を置いてということになるのですかね。この区域計画の更新期があるのですかね。

○（関係府省庁） たしか、これは、この間、延長したところだったと思いますが。

○（事務局） 研究用の事業ということで10年ごとに計画を更新しているところで、直近では2022年度に更新したところでございます。次は、10年後なので、2032年度に、更新の時期、この事業について振り返ってみる時期が来ると認識しております。

○（委員） そうしますと、全国展開は早いとして、次のこの評価の目安としては、ある程度、この稼働の時期が蓄積された時期、あるいは、放っておいても区域計画の更新期があるので、そのタイミングが来た時点でまた新しい先生方に評価していただくということでもよろしいですか。

○（関係府省庁） 承知いたしました。

○（委員） 委員の方、そんなまとめ方でよろしいでしょうか。全国展開は今回は早いということと、ある程度、稼働が累積されて、あるいは、そもそも区域計画の更新という随分先になってしまうのですけれども、その時点で改めて評価するという、そんな結論にしたいと思います。

○（関係府省庁） ありがとうございます。承知いたしました。

○（委員） どうもありがとうございます。

それでは、事務局で本日の議論を整理していただきまして、私のほうで評価意見（案）をまとめ、本委員会に報告することとしたいと思います。

特例措置番号1123については、以上といたします。

（経済産業省産業保安グループ電力安全課 退室）

「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（特例措置番号1308）」

○特例措置番号1308「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-1 ②、③、④ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-1 ⑤ に基づき説明を行った。

○委員等による質疑に関する主な発言内容は、以下のとおり。

（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 オンライン入室）

○（委員） これは、特殊なケースではあるものの、環境省さんとしても、効果はあるし、弊害もないということは認めていらっしゃるということなので、委員の皆様から、御質問や御見解をいただければ。今は大分県のコンビナートのような状況はほかにないわけですが、一応、全国展開すると、同じようなケースが出てきたときは進めやすいというメリットは、今後、期待できるわけですね。そういう認識でよろしいでしょうか。

○（関係府省庁） そうですね。法制的にはそういう形になるかと思いますが、今の段階でニーズとして具体的にはお聞きできておりませんので、そういった状況かと思えます。

○（委員） かなり特殊なケースではあるものの、明確に効果が出ている、かつ、弊害も

見当たらないということであれば、一旦これは全国展開を検討してもいい案件かなと私は感じているのですけれども、いかがでしょうか。

○（委員） 1つ、気になりますのは、廃棄物を処理する上で、このパイプラインを使用するやり方とそれ以外のやり方がきつとおありになるのだらうと思うのですね。このパイプラインを使うことによる経済的な効果、経済性は、既存のパイプラインを使用してやるものと異なる、車で運ぶのか何で運ぶのか分かりませんが、そのやり方と比べて経済性の面では大分優れていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○（関係府省庁） 環境省でございます。

おっしゃっていただいたとおり、パイプラインを使わないことになると、一般的には、車両を使って運搬するケースが多いと思います。ローリー車両やダンプトラックのようなもので運搬をしていく。今回は廃酸ということで、液体のもので、ドラム缶に入れるといった形で運ばれるケースが多いかと思えます。先ほど内閣府様からの御説明にあったとおり、5年間のコスト削減効果は千数百万円ということでございますので、一定の削減効果はあるとは認識しております。

○（委員） 5年で千数百万円ということは、1年当たり200万円ぐらいのお話ということでございますよね。ある意味、経済効果はそれほど大きくないと私は思うのでございますけれども、その点についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

○（関係府省庁） 企業さんの全体の事業規模がどれぐらいなのかということにもよるかと思うのですけれども、廃棄物処理にかかるコストは非常に大きいところもあるので、その中の一部でも低減されるということは、効果としてはあるのかなとは感じておりますが、おっしゃるとおり、効果が大きいかどうかと言われると、そこまで大きな効果ではないとも捉えられるかと思えます。

○（委員） そうですよ。パイプラインをつくるほうがお金は結構かかるのではないかとしたりもしたのですけれども、そういう意味では、経済的合理性の話もきつと御検討いただいているのだらうとは思いますが、その辺を分かりやすく御説明いただくと、委員の皆さんも首を縦に振りやすかったりするわけでございますので、その点はいかがでございますでしょうか。

○（関係府省庁） ここについては、過去の調査で、この千数百万円が、建設費、パイプラインの敷設費等も含めてこの削減効果を計算されているかというのは、すみませんが、すぐにぱっと出てこないわけでございますが、内閣府さん、この辺りで情報をお持ちでしょうか。

○（事務局） 申し訳ございません。私ども、詳細、これ以上のものは、把握できておりません。

○（関係府省庁） 想像になってしまうところもありますけれども、事業者さんからの御提案でやっているものですので、コスト削減効果を見込んで恐らく始められたのだらうと

いうところを踏まえると、建設費を入れても若干の削減効果はあるのだろうとは予想しておりますが、それ以上の情報がなく、申し訳ございません。

○（委員） パイプラインのメンテナンスのコストなどもかかってくると思いますので、そういう意味で、一度経済的な観点からどうなのかというところも御報告いただけると、皆さん、判断しやすくなるのではなかろうかと思います。

私からは、以上でございます。

○（委員） このコンビナートの規模が分からないので、千数百万といっても、このコンビナートの規模に対してどれぐらいのメリットかちょっと分かりにくい感じはあります。ただ、事業体のほうはぜひ推進したいということで、特段の弊害は感じていないと。弊害がないというか、恐らくそういうニーズがあまりないだろうというのは経産省さんの判断もあるのですかね。似たような状況は多くはないだろうと。

○（関係府省庁） あくまで、調査結果ということで、ニーズ調査の中では、そのような御要望というか、御要請がなかったということでございます。

○（委員） そうすると、経産省さんの言い方を聞く限り、弊害がないので、全国展開も検討できるのではないかというニュアンスだと思うのですが、私としては、こうした例をしっかりと積み上げていくことで地道に規制改革を進めていくということも本委員会の目的でもあるので、全国に広げられるものは広げていくチャンスかなと感じていますが、いかがでしょうか。

○（委員） 率直なところ、確かに、私も、絶対値としては、経済的効果は本当にこれであると明言できるのかなというのが正直なところなのですが、先ほどおっしゃっていた点で1点気になったのが、例えば、ほかのやりたい業者が全国的にいるかどうかについて、あまりマーケット調査をされていないようなことをおっしゃっていたかと思うのです。その辺りはむしろ気になるところでありまして、経済効果はそれほど絶対値がなくてもやっ払いこうという業者さんがある一方で、全国に広げていっても、実際にないということだと非常に問題だと思いますので、その辺りで、今、可能性とか、潜在的な企業さんがあるかどうか、場所があるかどうか、その辺りはいかがでございますか。

○（関係府省庁） ありがとうございます。環境省でございます。

おっしゃっていただいた点、具体的なニーズがあるかというところは、我々としても、今回、石油化学コンビナートの中でやる事業というところに限ってしまして、そういうところがある自治体さんへ、お声がけ、調査をさせていただいて、ニーズはなかったというところでございますので、潜在的にニーズがあるのかという御質問に対しては、今の段階で我々は把握できている状況ではないというところでございます。

○（委員） 分かりました。

そうであれば、全国展開する前に、その辺りを再調査、あるいは、可能性等について、もう少し把握されることがよろしいのではないかと思います。

○（委員） 事務局に確認したいのですが、例えば、今回、環境省さんから見ると、

効果は一応観測できて、弊害がない。ただ、十分にニーズが広がっていない状況とされます。もうちょっと周知徹底をして、規制改革をするのであれば、こういうことができるんだということをいろいろな事業者が認識してチャレンジしてくれば良いのですが。例えば、全国展開して、そうしたマーケティングや周知徹底みたいな働きかけは、経産省さんがされるのか、我々特区のほうでも何かできるのですか。

○（事務局） 内閣府でも、特例措置に関してのPRに関しては範疇でありまして、数年に1回ほど法改正をすることもあり、その前に各自治体に各特例措置のニーズはありますかとお聞きしており、また、ふだんから、こういう特例措置がありますけれども、区域計画の申請をされますかということで自治体に働きかけをさせていただいておりまして、私どもの周知広報もさらに改善の余地があるやに思います。そちらは引き続き努力をしてまいりまして、特例措置の存在を知らなかったから使っていない自治体があるという状況は極力なくしていけるようにしたいと考えております。そういった面はございまして、おっしゃっていただいた、ニーズがなかなかないのではないかとということですが、それは、弊害がなくて、効果が一定程度あってということであれば、一般制度化、全国展開をやりつつ、引き続き使ってもらえるようにPRに力を入れたいと、内閣府としては考えているところでございます。

○（委員） 分かりました。

大分のコンビナートは、集約されているので、かなり特殊な状況にあるということだと思うのですが、ただ、一方で、手を挙げて特区認定をして、少額であるけれども、成果が出て、弊害が少ないということが確認されたので、これのフレキシビリティを全国に広げることで、しっかり内閣府としてもプロモートをして、この効果を全国にも広げていくという方向のほうが、我々の役割としてはふさわしいのかなと思うのですが、環境省さん、いかがですか。

○（関係府省庁） 環境省でございます。ありがとうございます。

我々としてニーズが把握できていないという状況で申し訳ないなというところもあるのですが、これを全国展開するかどうかということについては、我々で判断することでもないのかなというところで、ほかの制度改正のところでは、当然、いろいろな事業者様あるいは自治体様からのニーズを踏まえて改正を検討していくということになります。通常のやり方ではないケースだと思いますけれども、そこは御判断を踏まえてこちらで検討させていただければと思います。

○（委員） 省庁については、本件は環境省さんになるのですね。

○（事務局） はい。

○（委員） そうしたら、どうでしょうか。今回、環境省さんとしても、我々が全国展開してみようということであれば、一応それに応じていただけるという状況ではあると思うのですが。

○（委員） せっかくの先進的な試みであるということで、今後、関心があれば有効です

し、なかったらその場で判断することにもなるかと思しますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

○（委員） いかがでしょうか。そんな方向で大丈夫ですか。

○（委員） いま一つ、経済的合理性という観点からすると、果たしてこれは合理性があるのかなと思ってしまったりするのですけれども、私の理解不足なのかもしれませんが、その点で何かもう少し補足していただけるような御説明をいただけると、白黒はつきりできるのではないかと思います。

○（事務局） すみません。手元にデータを持っているわけではないのですが、一般的には大きな設備を使っているので、中長期的なもの、概要に載せさせていただいているのは過去5年間ということになっているのですけれども、引き続き今後も使っていくことが前提であるとは思っています。中長期的に見ていくと、もう少し効果も大きくなるかと理解しています。

○（委員） ただ、パイプラインのメンテナンスとか、あるいは、正常に稼働しているかどうかのモニタリングとか、そういうことを考えると、結構いろいろなコストもかかるし、修繕コストもかかってくると思いますけれども、その辺を含めてトータルでそろばんをはじいていただくと、どんな感じになりましたね。

○（事務局） 大変恐縮ですが、今、手元にデータを持ち合わせているわけではないので、申し訳ない言い方になってしまうのですが、先ほども環境省さんからもそういったくだけりがあったと思うのですけれども、民間の事業者さんが、一定の効果があると言って、見込みがあると言っているところですので、それなりにコスト面でも考慮の上で、御指摘のメンテナンスの面も含めても効果があるという理解しております。

もう少しデータとかを探れないかというのは、今は申し訳ないのですけれども、私どもで照会してみたいと思います。その上で、また委員の先生の皆様方に御報告させていただきたいと思います。

○（委員） ありがとうございます。

決して意地悪で申し上げているわけではないので、すみません。いろいろなお仕事をおつかぶせてしまったみたいな後悔がありますけれども。

○（委員） いえ、ごもっともな意見だと思います。最終的な本委員会に報告するタイミングがあるのでしょうか。

○（事務局） はい。本委員会は、今日御参加いただいている部会以外にも、今後、教育部会を開く予定ですので、それ以降ということで、5月等になるので、それまでにデータを照会してみて、御報告して、それも眺めていただいて進めることができればと思います。

○（委員） もう少しその御指摘されたデータの裏づけを確認していただいて、もう1回集まってもいいですし、持ち回りをしていただいてということでもいいので、そのところはお願いできますか。

○（事務局） 承知しました。データを照会の上、おっしゃられるように、先生方に御報告させていただく、場合によってはもう一度会議を開く等、方法はまた部会長や先生方に御相談させていただきますけれども、まずはデータの照会をしてみたいと思います。

○（委員） ありがとうございます。

○（委員） 私は、どちらかという、地域活性化とか、自治体の裁量を増やすことが必要かなという発想があって、地域限定で緩めて弊害がなければ、取りあえず一旦全国展開してみて、各自治体や各企業の自主性や裁量が増えていく方向が望ましいのかなと考えがちなのですけれども、もうちょっとデータのメリットがどれぐらいかということもあつたほうが、我々としても自信を持って全国展開しましょうと言えるということですよ。

○（委員） おっしゃるとおりです。

○（委員） そこは数字を調べていただいて、また持ち回りで説明していただいて、結論にたどり着ければと思いますので、そんな進め方でよろしいでしょうか。

（委員首肯）

○（委員） 承知いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、特例措置番号1308については以上といたします。

○（関係府省庁） ありがとうございます。

（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 オンライン退室）

「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（特例措置番号1310）」

○特例措置番号1310「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-1 ②、③、④ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-1 ⑤ に基づき説明を行った。

○委員等による質疑に関する主な発言内容は、以下のとおり。

（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 入室）

○（委員） 先ほどのパイプラインもそうですが、いろいろ特区でトライアルした規制改革を全国に展開することの意味は、ルールが変わることによって、地域の新しいアイデアやビジネスが出てくる可能性があるのも、私はそこにいつも期待しています。本件も、ノヤギという限られた分野ですけれども、それができるようになると多分いろいろな地域のビジネスやアイデアが出てくるのだと思います。さっきのパイプライン

と同じく、今がなくてもですね。私は、この弊害①、②、③についてお聞きすると、確かにそんな弊害もあるかなとも思うのですけれども、その①にも②にも③にも質問があります。

○（委員） まず、この弊害①で、誤って飼育山羊を捕獲する可能性があるのですが、これが財産権の問題だということも、確かにぱっと聞くと納得するのですが、そもそも何かをすると常に何かのリスクはあるではないですか。例えば、車で運転することを認めたら、事故を起こしてしまったり、スピードを違反してしまったりするリスクもあって、それをした場合、処罰されたりするわけですよね。確かに、ノヤギを捕獲することを認めた場合、飼育ヤギも誤って捕獲してしまうリスクは当然あるのですけれども、その場合は何かの処罰対象に恐らくはなりません。人が持っているものを捕まえてしまうというのは犯罪行為でしょうから、そこが弊害になるのかなということが、弊害①についての1つ目の質問です。

弊害②については、これを認めると全国の事務負担になるということですが、ノヤギが特定地域の狩猟鳥獣であることを確認するための試験や講習会を、本当に全国で実施しなければいけないのかというところが、本当なのかなというのが弊害②についての私の質問です。

弊害③も、確かに、ノヤギが繁殖して困っているという地域では、狩猟鳥獣にしたい、そこを緩和したいというニーズがあり、死体処理の問題でいろいろな規制があるというのは、確かに分かります。そのままにしたら問題でしょうから、埋めるなり食べるなりする必要があって、それぞれルールが必要だというのは分かりますが、これは本当にこの特区固有の問題と言えるのか。ヤギ以外のものがどうなっているかとか、このノヤギだけの問題なのか、ここの特区に関わる問題なのかというところがクリアではないのです。

五月雨的に言ってしまいましたが、先ず①は、そもそもいろいろなリスクが至る所に存在するからこそ、問題が起こったときの処罰はあるはずですよ。また、②の全国の負担ほどの程度かということと、③は本件のノヤギ特区だけの問題なのかということについても教えていただければと思います。

○（関係府省庁） まず、①の処罰されるのだからいいではないかということなのですが、実際、ノヤギがいるのか飼育ヤギがいるのかは、一見、分からない。そのどちらかが判別できないわけです。通常の規制の考え方、処罰をするときの考え方としては、ちゃんと見分けができるから処罰を与えているわけでございまして、基本、見分けがつかないものに対して、処罰を与えることというのが、法律上、そういった規制が正しいのかどうかということがございます。実際、地域にとって、狩猟をされるというのは銃を持った方が山の中に入るわけですから、そういった方が入って、自分が飼っているヤギをバンと殺されてしまうということは、地域としても非常に不安でございますので、普通の規制とは、銃を持った方が山に入って、例えば、自分の飼っているヤギを殺されてしまうとい

うことの地域の不安は、ほかとは違うのではないかと考えております。

②、本当に各都道府県でそういうことをきちんと事務としてやっているのかということなのですけれども、狩猟免許は、どこの都道府県で取っても、実際には、狩猟登録、狩猟税を払って、その地域で手続をしていただいて狩猟することになるので、基本、どこの都道府県で狩猟免許を取っても、実際にはノヤギがいるところであろうがなかろうが、どこの都道府県でも狩猟ができますので、そうしたことから、狩猟鳥獣に指定されたものはちゃんと判別できなければいけないということで、狩猟鳥獣に指定されれば、狩猟免許でも、どういった地域で狩猟鳥獣であるかというのはきちんとお伝えして免許を取っていただく必要があります。実際に行ったけれども、ここは狩猟になっていることを知らなかったとか、ほかの地域で取ってしまうと問題がありますので、それはきちんと狩猟免許試験の中でしっかりとお伝えしなければいけないと思っております。

③の処理が本当に問題になるかというところなのですけれども、実際に捕獲した後の処理は非常に重いものをごさいます、通常であれば、例えば、シカやイノシシであれば、その地域の方がさばいて、自分たちで肉を持って帰って、例えば、あとは埋めてしまうということが自由にできる。例えば、河川とか、そういう水源のところ埋めたら問題ですけれども、そういうところでなければ、基本、埋めることは規制がかかっておりません。ヤギについては、先ほど申し上げたとおり、と畜場法と化製場法におきまして、その対象鳥獣というものがございまして、ウシ、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギが対象になっております。この化製場法、と畜場法で規制されているもので、狩猟鳥獣のものはないわけです。通常、牧畜に供するものが、と畜場法、化製場法の対象になっていて、通常、ヤギは飼われているものが多いということで、こういう規制がなされております。こういったものを捕獲した場合は、と畜場法、化製場法の規制を受けてしまうということで、ほかの狩猟鳥獣と規制の状況が全く異なるというところがございます。

○（委員） ①、②、③を分けたほうがいいのかもわからないのですけれども、③のところが、もしかしたら、一番、ここは確かにそうなのかなと思うところなので、もうちょっとここは確認したいのですけれども、今、特区として認定されているわけですよ。そこで、この問題が弊害として出ているわけですよ。

○（事務局） 先生がおっしゃっているのは、全国展開、鳥獣保護法上の狩猟鳥獣としてノヤギを指定するかどうかが問題になっていて、限定した地域においてやってみただけでも、それは、ノヤギを狩猟鳥獣に指定した結果、と畜場法などの問題が発生してきたわけではないのではないですか。許可捕獲をやっていた場合にも、死体の処理をどうするか、生け捕りにしたものをどうやって処理するかという問題は発生しているのでしょうから、それは、特例措置、ノヤギを狩猟鳥獣に指定した結果に伴う問題ではなく、別の事象においても発生する問題なので、別途問題として、特に重要性を否定しているわけではなく、別途、切り離して、それはそれで検討すればいいのではないのでしょうかという御指摘なのだと思います。

○（委員） 許可捕獲の場合でも同じようなことが起こるのかなという素人考えなのですからけれども。

○（関係府省庁） 許可捕獲でも、同じ問題は起きます。許可捕獲と狩猟で違うのは、狩猟は個人による捕獲です。許可捕獲の場合は、事業として、通常、市町村が、例えば、農水省さんの交付金などを取ってそういう捕獲事業などをやるために、市町村の捕獲事業であれば、市町村で許可を取って、ここに持ってきなさいよということで、そういった手続は行政にやっていただけるわけですがけれども、狩猟者の場合は個人で捕獲をするので、狩猟者の場合は、それぞれで対応しなければいけないという、そもそも許可捕獲の場合と狩猟はその対象が異なってくるというところがあります。基本、同様に規制はかかっているわけですがけれども、許可捕獲であれば、そういった、その捕獲を推進している者がそういった手続をやるわけですが、狩猟者は個人による捕獲なので、それぞれで対応しなければいけないという難しさがあります。

○（委員） プロがやっているから信頼できるということですか。

○（関係府省庁） プロというよりは、例えば、通常の許可捕獲は、おおよそ市町村が申請者になって、市町村で許可をして、実際、捕獲事業をやっているもので、市町村がお金を払って捕獲をしていただいているので、奄美大島においても捕獲はほとんどが許可捕獲で、狩猟による捕獲はほとんど進んでいない。東京都などは、基本が許可捕獲でやっているもので、狩猟は必要ないと思っているので、それは問題ないと回答されているのですけれども、そういった許可捕獲は、お金を払って事業主体にいろいろともろもろの手続はやっていただけるので、そういった許可捕獲においては、一般論でいえば、市町村で、手続とか、そういった対応をしていただけるというところで、比較的、そういう課題は同様にあるわけですが、そういうものをまとめてやっていただけるものが許可捕獲である。一方、狩猟は、個人が、例えば、東京に住んでいる方が、奄美大島に旅行して、手続さえとれば、狩猟ができてしまう。鹿児島県で狩猟登録をして狩猟税を払えば、奄美大島で自由に捕獲できるわけですがけれども、実際は、それを処理しようと思っても、例えば、肉を利用しようとしても、規制がかかってしまって、そこの手続を守らなければ違反になってしまうというところがございます。

○（事務局） その我慢強さ、自治体のほうが、負担に耐え得る、耐性が強いとおっしゃるのは分かるのですけれども、ノヤギを特例的に狩猟鳥獣に指定したことに伴う問題ではなく、仮に、奄美5市町村でノヤギを狩猟鳥獣に指定しなかったとしても、許可捕獲を行ったときにはと畜場法なり化製場法の問題は生じているのでしょうし、その問題を否定しているわけではなく、それはそれで、別途、そういう問題があるのであれば、提案、検討を別途していただければよいのだと思うのです。今回、全国展開するかという議論において、ノヤギを鳥獣保護法上の狩猟鳥獣に指定するかということに関して言えば、指定したことによる問題以外の問題は別途切り離して検討したほうがいいのではないですかというお話だと思います。

○（関係府省庁） 理屈的にはそうなのですけれども、条件③のところでも申し上げたとおり、それをちゃんとやっておかないと、形だけ全国展開をしても、実際、誰もやらないですよ。形だけ全国展開してもしょうがないから、ちゃんとその部分をクリアしていかないと中身のある全国展開にならないので、そういうものをきちんと解決しないと進まない。実際、今、鹿児島県でも奄美大島しかやっていないわけですよ。実際、鹿児島県のほかの場所にも、特に島だとノヤギはいるのですけれども、ほかの自治体さんはやらないわけですよ。ほかの都道府県さんも、やらないのですよね。多くの問題は、そういったと畜場法や化製場法の問題もありますし、多くの場合、離島なので、そもそも狩猟者がいないのですよ。奄美大島は、5万7000人ぐらいの人口がいて、それなりに狩猟者がいるので、奄美大島ではまだ成り立つのですけれども、ほかの離島で、例えば、狩猟をしていいですよと言っても、そもそも狩猟者がいないので、成り立たないのです。例えば、東京都では、お金を出して許可捕獲をして、実際にはそうしないとヤギが減らないので、そういうことをやられていると。形上、狩猟の全国展開をしても、意味のない、内容のない全国展開になってしまうのではないかと。そのために、都道府県に、ノヤギが狩猟鳥獣であることの講習会をやり、試験の内容も書き換えなければいけないという事務が発生してしまうので、そういうことは、本来必要のない事務を全都道府県にやらせてしまうということに対して、長崎県とか、そういった懸念が表明されているのではないかと考えています。

○（委員） 全国展開すべきか否かということの材料というよりも、どちらかというところ、もともとそれとはまた別にこの問題はちゃんと解決したほうがいいということなのではないか。ですから、このページの弊害ということでもないのかなという印象を私は持つてしまうのですけれども。

○（事務局） もう少しだけ申し上げさせていただくとすれば、弊害①と弊害③とは次元が違うと思っていて、弊害①なら、まだ一定の理屈があるのではないかとこの要素があると思っっているのは、鳥獣保護法上の目的、また、それに基づいた指針において、社会的経済的な観点から考慮すべきだということで、錯誤捕獲について財産権の関連から考慮するということが鳥獣保護法体系において位置づけられているんだという御説明で、ドバト、過去に置いて類例があったんだという御説明があったので、そういうものなのかということがあるのですけれども、その弊害③は、そもそも、屠畜に関するものは、鳥獣保護法上の保護法益やその考え方の中に要素があるのでしょうかというところを疑問に思っていて、もしそういうことがあるのであれば、財産権の話と同じように、狩猟鳥獣に指定する場合には、と畜場法や化製場法の問題も考慮しているのですよということを教えていただけたらと思います。財産権の保護は、ノヤギを狩猟鳥獣に指定したことによる問題だと、許可捕獲においては起らない、事前に申請して許可を受けてここで捕獲しますよという場合には飼っているヤギと区別がつかますという情報を、事前にやり取りをさせていただいたので、狩猟を特例的に認めることによって誤射という問題が生じるんだということだと理解したのですけれども、繰り返しになってしまいますけれども、弊害③ですけれ

ども、それは別に狩猟鳥獣に指定したことによる問題ではないので、別にその話を否定しているわけではなく、それはそれで検討してはいかがですかということ、別にその検討の結論が出るまで、こちらの狩猟鳥獣としてノヤギを指定するかどうかということを持つ必要もない。重要な問題だということなのでしょうから、御検討して進めるということ自体を自治体を中心になるのかもしれませんが、それはそれでやられたらいいのではないですかというところでございます。

○（関係府省庁） 我々は、15ページの真ん中の薄いブルーのところを書いてあるとおり、全国展開を再評価するための条件としては、条件①と条件②、きちんと地域のニーズがあって条例が策定されているというところが、全国展開の再評価の条件だとは思っております。ただ、③のところをちゃんと押さえないと、何のために全国展開するのか、結局、全国展開しても使えない全国展開になるので、そこをきちんと押さえておかないと、結局、全国展開するには事務が発生しますので、その負担に合った成果が得られるように、この弊害③についてもきちんと対応することが必要だとは思っております。ただ、全国展開するときの条件としては、①と②が条件だとは思っております。

○（委員） そのように言っていただいたほうが、すっきりすると思います。ちょっと複雑なのですけれども、③は、特区の問題とはまた違う問題として、別途、しっかり解決していただいたほうがいい問題で①と②が本質的な問題だとおっしゃるのは、そこは納得ができます。3のところをしっかりと進めていただく必要は、どのみち、あるのだろうなと思うのですけれども、専門外ということもあれなのですが、ノヤギと飼いヤギが同じようなところにいるものなのですか。飼いヤギは敷地の中にいるとか、飼いヤギがその辺を歩いているということもないのではないかと思います。

○（関係府省庁） 私は、今の鳥獣室の前は、沖縄奄美事務所という沖縄を管轄する事務所の所長をやっていたのですけれども、例えば、西表島とか、そういう離島に行くと、自分の飼育されているヤギを、結構草を食べてくれるので、放牧されているのですよね。そういうヤギがいるところでは、なかなか野生化したヤギと実際の飼いヤギの区別がつかなくて、奄美大島のように、ちゃんと条例で施設の中で飼いなさいということでやっておかないと、奄美大島も似たようなところがあるのですけれども、そういう懸念があったから、ちゃんと条例をつくって、条例を担保に狩猟による捕獲を進めていращやるのかなと思っております。

○（委員） でも、人のものを勝手に誤射したら、罰則はあるのですよね。

○（関係府省庁） 罰則といいますか、基本、飼育下のものを撃つということは鳥獣法の対象外になりますから、要するに、人の財産を傷つけたことによるものです。

○（委員） そうですよ。その条例があったほうが誤射を避けようという意識が高まるのは分かるのですけれども、もともと誰も誤射はしたくないので、飼いヤギは飼いヤギと分かるように何か印をつけるとか、そうすればいいのかなとも思ってしまうのですけれども。撃つほうも、誤射を避けようと思って撃っている。犯罪になってしまうわけですから

ね。その①もそんなに大きな問題なのかなという印象を持ってしまうのですけれども。

○（関係府省庁） 実際、今、ノヤギがいる地域は、飼い方があまりきちんと管理されていなくて、家の周りを放牧させているという事例があるので、奄美大島の5市町村では、そのガイドラインとか、例えば、指針をつくってそうしましょうと言っても、皆さん、昔からの習慣で、守っていただけないというところがあって、そこで地域のトラブルが発生するのだったら、そこは避けなければいけないということで、奄美の市町村では、きちんと条例をつくって、そこを担保しないと、地域でもいろいろな問題が発生してしまう。狩猟は、先ほど申し上げたとおり、狩猟免許があって、狩猟登録をすれば、誰でも、地域の状況が分からない方も、狩猟をしても何ら問題はないものですので、そういった意味では、よそから来られた方が、狩猟免許や狩猟登録をしているから、ヤギをバンバン撃ってしまったら、うちのヤギが殺されているというものは、地域としてもそういったトラブルは避けたいというところがあるのだと思っております。

○（委員） 島でこの財産権の問題が出てきているわけですか。

○（関係府省庁） なので、奄美大島では、その地域の習慣といいますか、そういうものからすると、条例をつくらないといろいろなトラブルが起こるといふ御判断で、5市町村がきちんと条例をつくって、そこを担保されている。

○（委員） 例えば、基本的に離島でニーズがあるので、全国展開して、沖縄、長崎、小笠原あるいはほかの離島も手を挙げたときに、それぞれも同じような条例をつくるのが予想されると思います。そういう創意工夫が求められていることとどうか、地域が、経済を活性化するために、自分たちで考えて、新しいルールをつくって、狩猟がビジネスになるのか環境維持が目的かはそれぞれですけれども、そういうことを進めていくのがこの特区としては望ましい方向かと思っております。ここも、確かにリスクはあるものの、リスクがあるから全国展開すべきではないということではちょっと弱いなと感じます。①、②、③、全部、話を聞くと、そういう問題が生じるなとは思うのですけれども、どちらかというところ、実際、特区認定をして、規制を緩めた地域で問題がなければ、それと同じことを全国でやってみましょうというのが、この特区のコンセプトなので。

○（関係府省庁） 鹿児島県さんは、問題があると、弊害があるとおっしゃっていますよね。化製場法、と畜場法の問題が。

○（委員） こっちの問題はそうですね。でも、そこは特区の問題ではなくて。

○（関係府省庁） 実際に、狩猟は、肉を取るために撃ちたいわけですよ。別に取りたくて取っているわけではなくて、特に鹿児島や沖縄は、ヤギを食肉として、食べられる文化があるので、例えば、いろいろな問題が解決されていけば、狩猟者でも取っていただくことは可能なかなとは思いますが、実際、鹿児島県では、こういったと畜場法、化製場法の問題があるために、実際に狩猟の捕獲は進んでいなくて、許可捕獲でしか頭数が取れていないというのは、そういったところにあるのだと思っております。

○（委員） その問題は確かにあるのだと思います。ただ、それは、この全国にこれを

するかどうかということとはまた別に、そもそも解決したほうがいい問題ということなわけですね。

○（関係府省庁） それはそうなのですが、実際には、全国展開をすると、都道府県に事務が発生するわけですよ。コストに見合った効果があるのであれば、皆さん、各都道府県は賛成すると思うのですが、実際には、今、ノヤギがいるところは、本当に離島なのです。実際、皆さん、ヤギがいる離島を見ていただければ、人口が少なく、狩猟者もいないわけです。そういうところで狩猟の制度をつくって進むかといったら、進まないから、皆さん、許可捕獲で今は取っていらっしゃるので、奄美大島は、たまたま、人口の多い、5万7000人ぐらいいらっしゃる島なので、そういった制度を活用されているのですが、実態上、進まない事務を都道府県にさせるということについても、我々、都道府県にどう説明すればいいのかというのは、我々としても厳しいなと思っているところです。

○（委員） いかがでしょうか。ちょっと複雑というか、ああ言えばこう言うとも聞こえるし、なるほどという部分もあるのですが、私の整理だと、③のところは、どちらかというところ、この特区の問題ではなくて、そもそも、と畜場法と化製場法の制度上の問題はあって、これがあるから確かに全国展開しにくいというものはあるのかもしれませんが、これはどちらかといえば別の問題で、①と②のところはしっかり検討しなければいけないのかなと思います。ただ、②のところは③と関わってくるのかな。①の財産権のところについては、この全国展開できない理由になるのかなという感じがします。常にいろいろなリスクが規制を緩めたら出てくるので、それでまたリスクに対応するような地域のアイデアやルールがどんどん出てきて、その地域の特性や活性化になっていく面もあるかとも思うので、整理が難しい案件だなという印象です。いかがですか。

○（委員） 同じ意見でございます。ちょっと整理が難しいですね。

○（事務局） 弊害②のところ、環境省の室長にお越しいただいた中、もう少し質問させていただいてよろしいですか。

○（委員） 私も、どの程度の事務負担がそれで発生するのか、これも③ともリンクはしていると思うのですが、試験や講習会を実施する必要があるのかどうかということも含めて、全体がしなければいけないということだと新たな事務負担ということだと思うのですが、いかがですか。

○（関係府省庁） 今、狩猟人口は全国的に減っていて、昔は50～60万人いたものが、今は20万人ぐらいに減っております。そうした中で、今、鳥獣被害というのは、全国的に、農業被害や人身被害も出ておりますので、狩猟者を我々としては増やさなければいけないということで、環境省や農林水産省や全国の都道府県も、捕獲の担い手がなくなるということについて非常に危機感を持っておりまして、様々な狩猟者を増やすための施策をやっております。その一つで、例えば、講習会をやって、狩猟免許を取りやすくするために、今、

都道府県では、狩猟免許をやる前に、講習会を開いて、こういうことを勉強してくださいということをやっております。先ほども申し上げたとおり、狩猟免許は、自分の住所のある都道府県で取れば、どこの都道府県でも1つの免許で狩猟ができるものですから、全国の狩猟鳥獣のことを勉強していただかなければいけないということで、仮に、ノヤギを、狩猟鳥獣、例えば、鹿児島県の5市町村だけではない、1つの島だけではなくて、沖縄のある島でも狩猟鳥獣にするということであれば、そういったことをしっかり学んでいただいて、ノヤギを狩猟でできるのは、この場所とこの場所だけですよというのはきちんとお伝えして、そこを理解して狩猟免許を取っていただかなければいけないということで、もし仮に狩猟免許にする場合は、今までのそういった講習会でそういうこともお伝えしなくてはなりませんし、試験の中でどこまで盛り込むかは都道府県の御判断ですが、基本的には新しく加わった要素は通常試験で出ますので、そこは都道府県の御判断ではあるのですが、狩猟免許を取得される際に、新しい規制とか、そういったものは、通常、試験で出てくるのは一般的かなとは思っております。

○（委員） その狩猟免許や試験は既に行われていると思うのですがけれども、その中にちょっと新しい問題が入るという程度かなと聞こえてしまうのですがけれども、そういう認識でいいと。

○（関係府省庁） それで、講習会などでそういったこともお伝えしなければいけない。それはその住所のある都道府県の事務でやらなければいけないわけですがけれども、例えば、ノヤギがない都道府県においても、そういったことを講習会でやらなければいけないですし、試験などでもそういったことを問わなければいけないという事務負担は発生する。

○（委員） 自動車免許の例でいうと、新しい標識ができるみたいなことで、確かに試験の内容も少し変えなければいけないとは思うのですがけれども、それもそんなにすごい事務負担と言えるのかどうか。ノヤギが狩猟鳥獣になることによって、少し試験とかも変わるのでしょうけれども。

○（事務局） 追加で、先生方の御質問に関連して、試験の話ですと、仮に、鹿児島県5市町村と沖縄のノヤギということで狩猟鳥獣に指定されましたとなると、鳥獣保護法の狩猟鳥獣は不変のものではないと思うので、獣類が増えることもあると思うのですがけれども、それが増えたときの扱いと変わらないのではないかと考えています。動物は、47都道府県、あまねく存在しているわけではないものもいるのでしょうから、ヒグマは別に全国47都道府県にいるわけではない。ヒグマが住んでいない都道府県においても、ヒグマは狩猟鳥獣ですという勉強はしないといけないと思うので、それは同じですよと、素人的には思ってしまうというところがある。

追加になってしまうのですがけれども、現在、特例措置ということで奄美の5市町村においてノヤギが狩猟鳥獣とみなされているのですがけれども、その事実はどういう形で周知されているか、反映されているか、全国の狩猟者に知らしめられているのか、それとも局地的に何かあるのか、その点も教えていただけると幸いです。

○（関係府省庁） ほかの狩猟鳥獣との違いという意味では、非常にレアケースのことを全国でやらなければいけないということになります。実際に奄美大島で狩猟する方が狩猟人口の中にどれだけいるかというところとか、ほかの狩猟鳥獣は、基本的には普通にいる鳥獣が狩猟鳥獣、取っても生態系などに影響のないものを狩猟鳥獣に指定していますので、確かに局地的にここはいないよというのはございますけれども、一般論としては、全国に数多くいる鳥獣が狩猟鳥獣になっておりますので、そういうレアケース、本当に奄美大島のこの島にしかいないというのは、ほとんどの狩猟者にとっては、あまり実質的な意味がないといえますか、関係ないものにもかかわらず、それを制度としてやる場合は、全国の都道府県で、レアケースのために全体が動かなければいけなくなるという弊害が出てくると思っております。

今の特区でどういうことをやっているかというのは、すみませんが、細かい話まで確認できておりません。

○（事務局） ありがとうございます。

○（委員） 繰り返しになるのですが、弊害③については、大きい動物を狩猟したときに必ず発生する、既にある問題なので、この特区とは別の問題としか私には聞こえないのですけれども。

①については、常にこういうリスクはあるので、規制が緩和されたら、その防衛策として、自治体でルールをつくるなり、あるいは、自主的に個人の判断で、撃たれないように、飼育ヤギには「飼いヤギです」というラベルをつけるとか、そういう発想は多分緩和したら出てくるのだらうなと思っております。

②のところについても、多分設問で新しいノヤギという問題が1問増えるみたいなどころなのかなと思うので、これがそこまでの全国展開できない理由なのかなというふうにはちょっと聞こえるのですけれども、いろいろな論点が混ざっているところもあるので、どうしたらいいのですかね。

○（関係府省庁） 1点だけ、先ほどの御発言の中で訂正させていただきたいところがございます。

条件③のところ、大きい獣については一般的な問題だという言い方をされた。

○（委員） 狩猟したらどうするかというのは、多分この問題で常に出てくるわけですが、けれども。

○（事務局） それはヤギ固有だとおっしゃっているということですよ。

○（関係府省庁） そうなのです。例えば、イノシシやシカについては、化製場法、と畜場法の規制がかかっていないので、別に屠畜場まで持っていく必要はなくて、ジビエは供給されております。

○（委員） ヤギだからということ。

○（関係府省庁） はい。ヤギは、一般的に、ウシやブタという家畜が指定されているので、そういうものは、基本は野外にいないものですので、ノヤギについては、たまたま野

外にいるものがありますが、対象になっており、この規制がかかる。

○（委員） 大きい動物という言い方は、ちょっと丸め過ぎてしまったということですね。分かりました。そこは訂正します。

そろそろお時間になってきているのですけれども、なかなかここで結論というのも難しいので、そうしますと所管省庁と内閣府で。

○（事務局） 事務局でさらに論点を整理してと。

○（委員） 論点整理をしていただいたほうがいいかもしれないですね。

○（事務局） 承知しました。また論点を整理して、引き続き環境省と調整をさせていただいた上で、先生方に御報告を。

○（委員） そうですね。場合によっては、必要があれば、もう一回部会を開いていただいてもいいと思います。スケジュール的に可能であれば。

○（事務局） 承知しました。

○（委員） そんな継続審議ということで、よろしいですかね。

○（委員） はい。異論はありません。

○（委員） そんな形で進めさせていただきたいと思います。長々と御説明をありがとうございます。